

越谷市自治基本条例の普及について

1 これまでの条例の普及に係る取組み

年度	冊子・物品配布 等	展示・掲示 等	講演・イベント 等
H21	●条例パンフレット作成 ●条例の手引き作成	●懸垂幕掲示(庁舎壁面)	●市職員対象研修実施
H22			
H23	●子ども版パンフレット作成 ⇒小6 授業で活用開始		
H24			●キャッチフレーズ 募集・選考 『みんなでつくる 住みよ い越谷 自治のまち』 ●シンポジウム開催 (市主催)
H25			
H26		●キャッチコピー・写真募集 ●5周年パネル展示 ●本庁舎受付・市民課 モニター掲示	●いきいき越谷5周年特集 ●シンポジウム開催 (市民活動支援センター主催)
H27	●冊子「参加と協働の ためのヒント」作成		
H28	●啓発用定規作成		●高校講演会(総技・叡明)
H29			●高校講演会(越高)
H30			
R1	●広報季刊版特集掲載 ●啓発用ポケットティッシュ ●転入者へパンフレット配布開始	●10周年パネル展示 (本庁舎・各地区C)	●10周年記念冠事業・ ロゴマーク使用 ●10周年記念講演会 ●出張講座 (蒲生地区C・コミ協)
R2以降 継続中	●子ども版パンフレット活用 ●転入者へパンフレット配布	●本庁舎受付・市民課 モニター掲示 ●協働フェスタでのパネル展示 (R4～)	●市新採用職員研修 ●出張講座 (要望に応じ随時)

2 自治基本条例の認知度の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認知度※	28.8	33.7	32.9	28.3	28.5	27.4	20.7	24.9	15.1

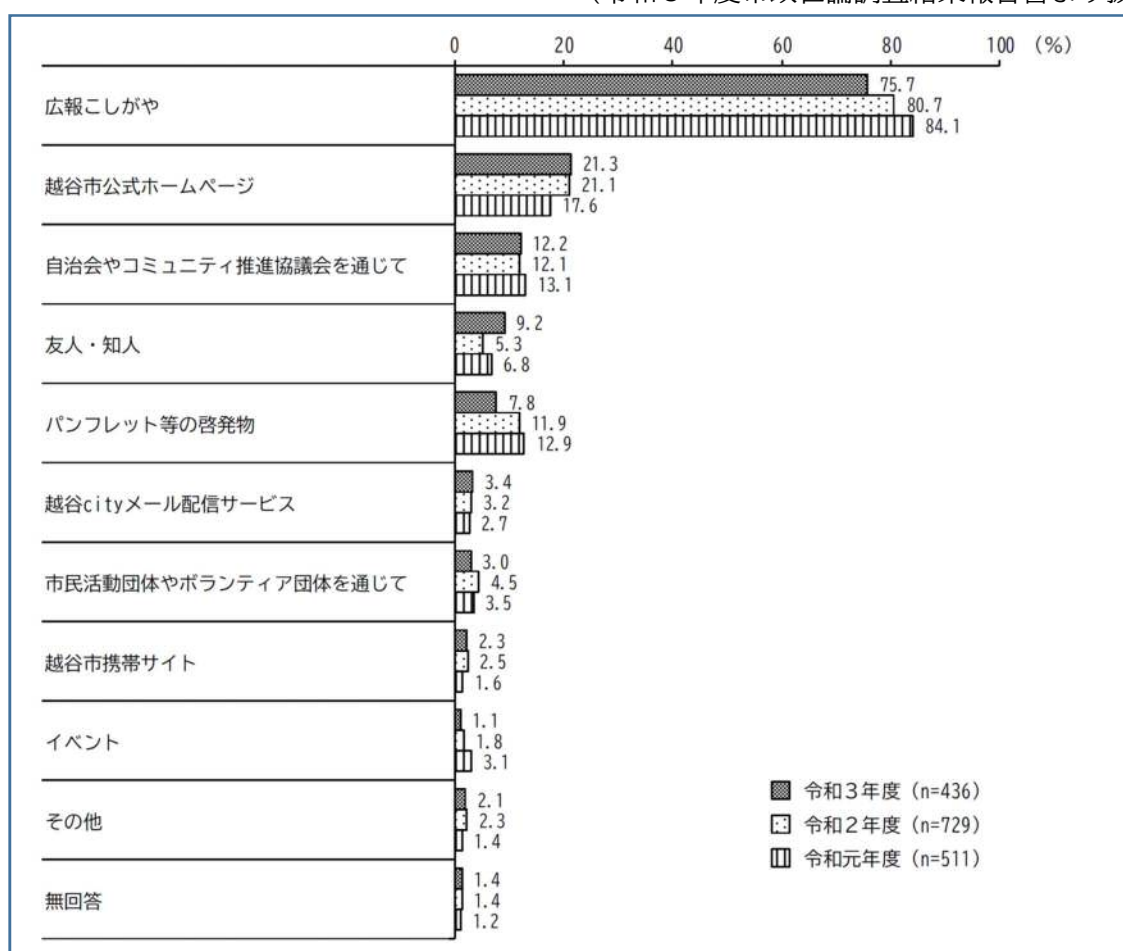
※認知度調査の概要

市政世論調査*中の設問「自治基本条例を知っていますか」に対し、「よく知っている」「まあまあ知っている」「聞いたことがある」を合計した数値

*市内在住 18 歳以上の男女から無作為抽出した 5,000 人を対象に調査実施(約 5 割回答)
有効回答数は、2888 人

[参考]自治基本条例を知ったきっかけ

(令和 3 年度市政世論調査結果報告書より抜粋)



※知ったきっかけの概要

市政世論調査中の設問「自治基本条例を知っていますか」に対し、「よく知っている」「まあまあ知っている」「聞いたことがある」と答えた 436 人に対する調査。

「広報こしがや」(75.7%)が最も多く、次いで「越谷市公式ホームページ」(21.3%)、「自治会やコミュニティ推進協議会を通じて」(12.2%)の順となっている。

3 推進会議における普及に関する協議の経過

第1期	答申	「自治基本条例の普及に関する事項について」
	主な意見	<p>条例の普及はまだ不十分。浸透していると言えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例と日常の市民生活や地域での活動等との結びつきを具体的に示す。 ・ 普及には、条例を理解した自治のまちづくりを進める市民が不可欠。 ・ 条例を普及させるための拠点となる場が重要。
	具体策に係る意見	<ul style="list-style-type: none"> ①子ども版パンフレットの活用 ②条例の愛称・キャッチフレーズ等の制定 ③シンポジウム等の開催及び既存イベント等の活用 ④条例ハンドブック等の作成 ⑤市民活動支援センターの活用
第2期	答申	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」
	主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民がまちづくりの主役である自覚を促す。当事者意識の喚起が必要。 ・ 条例の趣旨を広く伝え、その必要性の認識を得るための取組みが重要。 <p>〔5 自治基本条例のさらなる普及について〕</p>
	具体策に係る意見	<ul style="list-style-type: none"> ①イベントを開催 ②愛称の制定 ③冊子等を作成及び配布 ④市民を対象にした講座や研修会等
第3期	報告書	「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」
	主な意見	<p>普及の取組みも進んでいるが、継続して普及啓発を図ることが求められる。</p> <p>〔4 自治基本条例のさらなる普及について〕</p>
	具体策に係る意見	<ul style="list-style-type: none"> ①小学生向け条例啓発品の配布 ②教員を対象に条例の研修 ③出張講座、イベント等での講座実施 ④市HPやSNSを活用したPR
第4期	報告書	「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」
	主な意見	<p>普及の取組みも進んでいるが、継続的に創意工夫を凝らした取組みが必要。</p> <p>〔2現状分析について－①自治基本条例の認知について〕</p>
	具体策に係る意見	なし
第5期	報告書	「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」
	主な意見	<p>※協議中に出された委員の意見を掲載（会議としてまとめた意見なし）</p> <p>〔2推進会議の意見－(2)自治基本条例の普及・啓発について〕</p>
	具体策に係る意見	※同上
第6期	報告書	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」
	主な意見	<p>※協議中に出された委員の意見を掲載（会議としてまとめた意見なし）</p> <p>〔IV その他の所管事項について－1 自治基本条例の普及に関する事項〕</p>
	具体策に係る意見	※同上

IV その他の所管事項について

1 自治基本条例の普及に関する事項

第6期推進会議では、「条例の普及・啓発」を令和2年度第2回会議の議事とし、協議を行った結果、以下のような意見が出されました。

○ 条例の認知について

- ・ 条例を知っているか、知らないかだけでなく、条例の中身をどれくらい理解しているか、理解度に関する視点も入れたほうがよい。
- ・ 条例を知っていても、知らなくても、参加と協働が進んでいればそれでよいため、参加や協働が進んでいるかを実感できる指標が必要なのではないか。
- ・ 条例の認知や中身の理解度を問う対象を「市の職員」とすることで、職員が条例の精神を体現し、施策などに反映され、ひいては市民に届く。

○ 条例の普及・啓発について

- ・ 費用をかけて啓発品の配布やイベントを実施すれば、認知度は上がると考えるため、この場で普及・啓発の取組みについて議論する意味はないのではないか。
- ・ 小学生の保護者には条例のことを知らずとも地区の活動等に積極的に参加している方も多くいるため、条例という言葉にこだわらず、参加や協働の観点からPRし、理念を根付かせるのがよい。
- ・ 啓発用DVDの作成や出前講座の実施が効果的ではないか。
- ・ パンフレットや広報の特集記事など、条例を周知する様々なツールを使い、地道に活動していくことが条例の理解に繋がる。
- ・ 成人式などで条例のパンフレットや啓発品を配るとよい。
- ・ 条例に関するキャラクターを作ってPRすれば、親しみやすさが出て、条例を知ってもらうきっかけとなる。